

12 規則別表第1の5の項のオ及びカに掲げる事業（以下「地熱発電所設置事業」という。）

影響要因の区分 環境要素の区分 (細区分)			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用													
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬	に用いる車両の運行	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	施設の稼働			廃棄物の発生									
硫化水素	窒素酸化物	粉じん等						騒音	振動	悪臭		水質	その他	地形及び地質	地盤	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場
環境の自然の構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫化水素						○											
			窒素酸化物	○	○															
			粉じん等	○	○															
		騒音	騒音	○	○				○											
		振動	振動	○	○															
	悪臭	悪臭							○											
	水環境	水質	水の濁り				○													
			水の汚れ										○							
			有害物質等											○						
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質						○											
地盤			地盤変動							○										
生物の多様性の確保	動物	植物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○													
			重要な種及び群落				○	○												
			地域を特徴づける生態系	○	○	○	○													
人と自然との触れ合いの豊かさ	景観	人と自然の触れ合いの活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○											
			主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○				○											
環境への負荷	廃棄物等	放射線の量	廃棄物				○												○	
			建設工事に伴う副産物				○													
一般環境中	放射線の量		○※	○※	○※															

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる地熱発電所設置事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。
 - ア 工所用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
 - イ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地等、抗井掘削工事、建築物、工作物等の構築工事を行う。
 - ウ 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された地熱発電所を有する。
 - エ 地熱流体の採取及び熱水の還元は、生産井で地下深度から採取した地熱流体を蒸気と熱水に分離して、蒸気を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元する。
 - オ 排ガスとして、蒸気中に含まれるガスを抽出し、冷却塔から排出する。
 - カ 排水は、復水器冷却系統からの排水を河川に排出する。
 - キ 発電設備から産業廃棄物が発生する。